

平成29年12月28日

とびうめ信用組合

## 預金口座へのマイナンバー届出のお願い

2018年1月施行の「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用目的に関する法律の一部を改正する法律」等により、預貯金口座へのマイナンバー（個人番号）、法人番号の付番が開始されます。

2018年1月からはじまる預貯金口座付番に対応するため、預金口座開設等の取引においてマイナンバーの届出への協力をお願いすることになります。

マイナンバーの届出について、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

- ・全国銀行協会

[マイナンバーの届出にご協力ください](#)

- ・内閣府

[マイナンバー制度について](#)

- ・とびうめ信用組合

[個人情報保護宣言](#)

本件に関するお問い合わせ先  
とびうめ信用組合 業務部  
電話 092-483-7300